

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年 月 日

箕面市長 倉 田 哲 郎 印

箕面市規則第 号

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例施

行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例(平成二十五年箕面市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(第一駐車場の特別利用の範囲)

第二条 条例第五条の規定により箕面市立箕面駅前第一駐車場(以下「第一駐車場」という。)の一部を特別に利用させる者の範囲は、箕面駅前再開発事業に伴う建築物に附属すべき駐車設備として利用する者に限る。

(指定管理者の指定手続に必要な書類)

第三条 条例第七条第三項の規定による指定管理者の指定を受けようとする者は、箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場指定管理者申込書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第七条第三項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の定款その他これに類する書類
- 二 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類
- 三 法人その他の団体の代表者の印鑑証明書
- 四 法人その他の団体の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及

び事業報告書

五 法人その他の団体の財産目録及び貸借対照表

六 法人その他の団体の事業の概要が記載されたパンフレット等

七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更の届出）

第四条 条例第九条の市長が定める事項は、次のとおりとする。

一 法人その他の団体の代表者の氏名

二 法人その他の団体の定款その他これに類する書類の記載事項

三 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項

（駐車場等の利用の手続）

第五条 箕面市立箕面駅前自動車駐車場又は箕面自転車駐車場（以下本則において「駐車場等」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、駐車券の交付を受けなければならない。

2 利用者は、駐車場等から退場の際駐車券を提出の上、利用料金を納付しなければならない。この場合において、回数駐車券によるときは当該利用料金に相当する回数駐車券の券片の納付を、定期駐車券によるときは定期駐車券の提示をしなければならない。

3 利用者は、前項の回数駐車券又は定期駐車券の購入の際に利用料金を納付しなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、利用料金を後日納付することができる。

5 前各項の規定に代わる手続による場合は、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者がその方法を定めるものとする。

（利用料金の減額又は免除）

第六条 条例第十六条第五項に規定する利用料金の減額又は免除の基準は、

次のとおりとする。

一 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者が身体障害者手帳若しくは療育手帳又はこれらに準ずる書類を提示したとき 五割

二 災害等により市が駐車場等を利用する必要があるとき又は駐車場等が利用できないと市長が認めるとき 全額

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者が公益上必要があると認めるとき 指定管理者が定める額

（利用料金の還付）

第七条 条例第十六条第六項ただし書に規定する既納の利用料金の全部又は一部の還付の基準は、次のとおりとする。

一 回数駐車券（購入した単位枚数の全部が未使用のもの） 既納の利用料金の全額

二 回数駐車券（一部使用したもの） 既納の手数料額から使用券片数に当該券面額を乗じて得た額を控除した額

三 通用期間前の定期駐車券 既納の利用料金の全額

四 複数月有効の定期駐車券のうち通用期間内の定期駐車券 既納の額から既に経過した月数（一月に満たない月数は一月とする。）に一月の定期利用に係る利用料金を乗じて得た額を控除した額

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、駐車場等の管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例施行規則の廃止）

2 箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例施行規則（平成十七年箕面市規則第十三号）は、廃止する。